

## 寒川町農業委員会事務局規程の一部を改正する告示

寒川町農業委員会事務局規程(昭和52年農業委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第3条総務担当の項第10号中「農家台帳の調整」を「農地台帳の調製」に改め、同項第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号」を「第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号」に、「次の各号の」を「次の」に改め、同条第3項中「次の各号の」を「次の」に改める。

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。